

**第405回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録**

令和7年(2025年)5月9日開催

第405回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年（2025年）5月9日（金）13時30分から

開催場所 水前寺共済会館グレーシア 2F 孔雀

出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 友村喜一 廣田幸英 深川英穂 澤田唯二
島田豊 一宮睦雄 岸田光代 田中愛美 藤木美才 藤田香織
山田雅章

(欠席委員) 桑原千知 田代龍也

(水産振興課) 課長補佐 松尾竜生

(県天草広域本部水産課) 主幹 津方秀一

(熊本県漁連) 指導部長 内田誠

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷篤嗣、主幹 宗達郎、主幹 堀田英一、
参事 徳留剛彦、技師 寺嶋卓海

議事

(1) 議題

第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案 たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について(指示)

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から第405回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>委員会開催に当たり事務局から御報告いたします。</p> <p>本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせて頂きます。</p> <p>「第405回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。</p> <p>過不足等ありませんでしょうか。ないようですので、それでは、江口会長お願いします。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。本日は、天候が悪い中、ご出席いただきありがとうございます。今回、新たに頑張って参りたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、ただ今から第405回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。</p>

水産振興課

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は山田委員と島田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課です。本日諮詢させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明します。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。

また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬと規定されています。

今回諮詢させていただく内容について具体的に説明します。

資料2ページから25ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。

今回、新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、囲い刺し網漁業など2つの漁業と、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、囲い刺し網漁業など3つの漁業です。

最初に新規の許可について説明します。まずは、囲い刺し網漁業についてです。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、スライド3番の図のように魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。漁業時期は周年となっています。操業区域は、スライド4番の参考図に青色で色付けしている火共第4号、同5号及び同7号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は、1隻、その他の内容については、資料2ページに記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については、以上です。

次にかにかご漁業についてです。スライドは、5番に漁法を6番に

操業区域や隻数を示しています。スライド5番の図のようなかごを設置し、かにを漁獲します。漁業時期は10月1日から翌年5月31日まで、操業区域はスライド6番の参考図にオレンジ色で色付けしている火共第3号共同漁業権漁場二見地先です。許可予定の隻数は1隻となっています。その他の内容については、資料3ページから4ページに記載のとおりとなっています。かにかご漁業については、以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった3漁業について説明します。

まずは囲い刺し網漁業です。スライドは7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の漁法は先ほど説明を差し上げましたので割愛させていただきます。今回、操業区域や漁業を営む者の資格の異なる8件の制限措置の公示を予定しています。漁業時期は周年となっており、操業区域は、資料5ページから8ページに記載のとおり各共同漁業権漁場内となっております。各共同漁業権の位置につきましては、スライド8番の参考図に色分けしておりますのでご確認下さい。許可予定の隻数は合計で39隻です。その他の内容については資料5ページから8ページに記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については、以上です。

次にかにかご漁業です。スライドは9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。スライド9番の漁法は先ほど説明を差し上げましたので割愛させていただきます。今回、操業区域や漁業を営む者の資格の異なる16件の制限措置の公示を予定しています。漁業時期及び操業区域は、資料9ページから20ページに記載していますが各地先によって異なっております。操業区域につきましては、資料9ページから10ページの4件目にかけて記載しています9件の不知火地区の制限措置については、各共同漁業権漁場内となっています。資料10ページ5件目から11ページにかけて記載しています7件の天草地区の制限措置のうち、2件が不知火海公海と各共同漁業権漁場内を組み合わせた操業区域で残り5件が各共同漁業権漁場内となっています。ご参考までにスライド10番の参考図に色分けしておりますのでご確認下さい。許可予定の隻数は不知火地区が合計46隻、天草地区が合計39隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料9ページから20ページに記載のとおりとなっています。かにかご漁業については、以上です。

次に、きびなご刺し網漁業についてです。スライドは11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。きびなご刺し網漁業は、スライド11番のように固定式漁具を設置し、きびなごを漁獲する漁業で、主に牛深地域で行われています。資料21ページをご覧ください。今回、操業区域や漁業を営む者の資格の異なる4件の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、スライド12番の参考図に着色している天共第9号共同漁業権漁場内牛深町地先、天共第9号共

同漁業権漁場内久玉町地先、天共第8号共同漁業権漁場内天草町地先、天共第9号共同漁業権漁場内魚貫町地先となっています。許可予定の隻数は合計37隻で、その他の内容については資料21ページから25ページに記載のとおりとなっています。きびなご刺し網漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド13番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、囲い刺し網漁業が令和7年5月19日から令和7年6月13日まで、かにかご漁業が令和7年5月19日から令和7年5月23日までを予定しています。許可の有効期間満了に伴う許可の申請期間は、囲い刺し網漁業が令和7年5月19日から令和7年6月13日まで、かにかご漁業及びきびなご刺し網漁業が令和7年5月19日から令和7年5月23日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願ひ致します。

議長 ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

藤田委員 きびなご刺し網漁業で、新規許可はないですか。

水産振興課 今回は、期間満了の許可の要望のみでした。

藤田委員 要望があれば、新規も対象となるのですか。

水産振興課 新規要望があれば、諮問することになります。

議長 他にございませんか。

委員 意見なし。

議長 それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員 異議なし。

議長 それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。続きまして、第2号議案「たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について」事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>事務局でございます。</p> <p>たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について御説明いたします。</p> <p>資料の26ページをご覧ください。</p> <p>令和7年4月9日付け熊漁指発第7号により、熊本県漁業協同組合連合会から当委員会に対し、浮きガザミの採捕禁止について要望書の提出がありました。</p> <p>要望書の内容につきましては、不知火海におけるガザミ資源の保護培養を図るため、引き続き、不知火海の熊本県海域において、6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によるガザミの採捕禁止に係る委員会指示の発出を要望するものでございます。</p> <p>続いて27ページをご覧ください。</p> <p>参考として、昭和49年から令和4年までの熊本県海域におけるガザミの漁獲量の推移を示しました。</p> <p>資料上段のグラフは、熊本県全体を示し、下段のグラフは、不知火海のガザミの漁獲量の推移を示しております。</p> <p>不知火海におけるガザミ漁獲量の推移に着目しますと、昭和60年代から平成初期の時期に漁獲量が急激に減少していることが分かります。</p> <p>平成13年以降、若干漁獲量が増加しましたが、近年は、50トン以下の低水準で推移しております。</p> <p>資料28ページをご覧ください。参考ですが、令和7年(2025年)2月25日に開催されました第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会におきまして、6月1日から6月15日までの期間、有明海において、たも網その他すくい網によりガザミを採捕してはならないとの委員会指示が発出されています。</p> <p>このような状況を踏まえ、不知火海におけるガザミ資源の保護培養を図るため、引き続き採捕禁止を内容とする委員会指示の発出が必要であると考えます。</p> <p>指示の内容につきましては、昨年度と同様に、不知火海の熊本県海域におけるガザミ資源の保護を目的として、6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によるガザミの採捕を禁止するものです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。御審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議長	ただ今、水産振興課から第2号議案について説明がありましたが、

委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

山田委員

このガザミの委員会指示について、特に反対とかということではありません。これは長い間、20年ぐらい、熊本県としては、先進的に取り組んできた内容かと思います。これも、皆さんの努力の賜物と思ってるんですけども、非常に長い間やってきているのですが、その状況等を踏まえてですね、今後どういう展開と言いましょうか、展開なのか縮小なのか、毎年1年ずつ指示を出しているのですけど、それをどうもっていこうとお考えになっているか、またそれに向けてですね、一番大変なのは漁業者の方々なので、その方々とどういう、意見交換、進め方をされているのかというところがありましたら、教えていただければと思います。

事務局

お尋ねの件についてですが、こちらは平成13年から不知火海が始まっております。有明海につきましては、その1年前から最初は本県の委員会指示として始まっておりまして途中から沿岸4県が関係するということで、国の広域漁業調整委員会で、まとめて指示をかけるというような流れで、続いているところでございます。非常に長い期間かかっているというところでございますけども、1つには、なかなか資源の回復、漁獲量の回復が見られないという状況がありまして、継続は致し方ないだろうということで、関係者の方々からご理解いただいていると考えております。一方で、今までいいのか、採捕制限の期間、指示でかけ続けるのかどうか、そういった話も、有明海の方で議論が始まっています。ただ近年、漁場環境の変化等もあっている中で、産卵期も含めたところで、この期間が適正かというところの検証も必要だというご意見もあるところです。そういった有明海での議論も踏まえて、不知火海も毎年見直しをさせていただいているところなので、まだデータ等検証が十分できてないということで、長年かけている中で、大変漁業者の方には申し訳ないのですが、一方でこれは遊漁者の方も合わせて制限をかけるということで、やっているところです。ただ、漁協等に周知をさせていただいているのですが、周知が不十分じゃないかという、有明海ではそういうご指摘もありましたので、周知の方は、この後、ご説明しますけれども、周知の方をしっかりとやっていきたいというふうに考えているところでございます。議論の方は、先ほど言いましたように有明海での議論を念頭にどういう対応がいいのかというのは当然検討させていただければと考えているところでございます。以上でございます。

山田委員

平成13年ですかね、もう20年って言わないので、なかなかその検討を進めますということではですね、実際にその漁業者の方々も納得いかない部分もあろうかと思います。一番そこを進めていく上で、最初に整理していくべきだと思いますので、それはしっかりと対応いただければと思います。以上です。

議長

なかなかこの問題は、私も一番最初から関与してきました、山田委員もです。このたもすくいが始めた当初、県にも相当ですね、これを禁止してくれと、かなり要望しました。なぜかというと、本当のカニ漁をする漁業者が行う漁法ではない。普通の網やカゴでなく、第三者の漁業者がたもすくいで取る行為は禁止すべきではないかといったのですが、県は動かなかった。今になってどうのこうのという。なぜ、あの時止めてくれなかったのか。後手後手に回って、それから4、5年したら、遊漁者、遊漁船の人たちが船に金を入れて、獲りだした、もう止めようがないといった状況です。ですから、本当にできたかどうかわからないですが、もうちょっと県も慎重に検討してもらえば、ガザミはこういう現状はなかつたというふうに考える。もう本当に今になって規制ばかりかけてどうするのか、なんで、あの時かけてくれなかつたのかと思う。ただ、なかなか増えません、放流はしても。ガザミだけでなく甲殻類自体が育たないと思う。なぜかというと、クルマエビも相当放流はするのですけど、効果がない。効果がないけど、クルマエビを獲る漁業者はもういないという状況です。本当にガザミで漁をしていた漁業者がいない。ただ、遊びで夜にたもすくいする人たちが主体です。漁業形態がガザミの場合変わって、真にかに漁をしてきた人がいない。以上です。
私も当初から、県に言ってきたのですが、なかなか動いてもらえなかつた。

事務局

当初色々ご意見もいただきながら現状のところまでしか制限ができてないというところで、また十分じゃないっていうところもあったとは思っております。

指示の考え方としましては、このたも網とかすくい網での浮きガザミの採捕制限といいますのが、この時期に卵を抱えた親ガニが海面近くに浮いてくる。そういうものを夜間、すくって獲るような漁法ですから、資源への影響がより大きいだろうというところで、ここにピンポイントで制限をかけたというところではございますが、産

卵期は実際もうちょっと長かったり、年によっては違ったりするかもしないので、なかなかそこら辺がどこが適正なのかは、難しいところはあったのかとは思います。漁協等に聞きましたでも、確かに漁獲量が年々増えないというような話も聞いておりまして、そこは大変心苦しいところでございます。放流等も、漁協と連携してやっているところではあるのですけども、なかなか資源や漁獲の回復というところで、現状でいってないというのはもう本当に反省すべき点だと思いますし、最初にご指摘ありましたように、もう20年以上もそういう状況で、まだ検討かと言わればまさにそうなんんですけども、資源状況の把握とかがまだ調査不足といいますか、そういったところは否めません。ただ、近年の状況で技術的な革新もありまして、最近はDNAを使って、親子まである程度見分けることができる。再放流した稚ガニが次の親として、資源に結びつくかというような、基本的なところについて、ある程度DNAを使って証明ができるというような状況になってきているので、放流が全く無駄ではなく、ただ、やり方とか、そういったものについては、環境とか、最近の状況等も踏まえながら、まだまだ工夫なり、検証なりしていく必要があるなと考えます。本県だけではなかなか解決できないところもあるというところで、冒頭申し上げましたように、有明海の沿岸4県、それから国も入ったところで、そういった検討を進めさせていただいているというところでございます。なかなか結果が出ないということで、ご迷惑をおかけしますが、資源の回復、保護という観点で、指示の発動を本日お願いしているという状況でございます。

山田委員

もう非常に古いお話ですけど、会長さんが言われるのは、これ平成13年から委員会指示かけてますけど、もっとさかのぼったときからの話だと思います。当時、たも網ですかうというのは、その漁業調整規則上は、どうしても自由漁業という範疇となってしまい、なかなか規制できない。それとあわせて、急激にその漁法が増えてしまって、獲りに行った人が、ものすごく獲れるという話になったので、非常に急に、いろんな方が技術いらすして、すぐ獲れてしまうということで、当時なんとか資源管理しようとしたのが、やっぱり会長が言われるように、少し遅い、もうちょっと早くやるべきだったじゃないかということなんだと思います。当時は、平成13年の初めての委員会にかけるとき、当時私担当係長で初めてそれを取り組んだけれども、その前からもっと動くべきじゃなかと非常にお叱りなんだと思いまし、そこは少し反省すべきところもあったかと思いますが、ただ、

そういう規則上の問題、それから急速に増えたという問題、それと一般の方まで入ってこれる自由漁業だったという問題があったので、なかなか対処できなかつたというところがあつたためだつたと思っています。その後、県としても何とかしなきゃいけないという思いから、今は他の県も広域漁調委でも、指示をかけてますけど、それはもともと熊本が取り組んだのが広がつたということで、そういう意味では先進的な取り組みとして、一生懸命努力をしたという部分では、何とか資源を増やしたいという思いもありながら環境的な問題もあって先ほど言わされましたように獲れない。それは他の魚も非常に獲れないという状況になってきて、環境の変化というのも大きくある。そういう部分もあろうかと思いますが、今は頑張っていくしかないということなんだろうと思ひますけれども、補足ということでおろしいでしょうか。

議長 昔は、放流すれば、かなり効果があつたんです。しかし今、どれくらいの放流効果があるのか。

事務局 まだですね放流の効果として、十分と言えるところまではなかつたかと思います。先ほど私が言いましたのが、量的なものというより科学的な知見としては、DNAを追いかけていくと、再放流した親と卵から孵化したものが、次また親として、卵を産むというところまでは分かっているということです。

議長 クルマエビの稚魚を協会から入れて、池では100%育つ、イシガニも池では多く繁殖する。

自然界では、育たないので、それを水研で調査すればよいと言つてゐる。

事務局 今日は、水研は来ておりませんので、難しいのですが。

議長 今日は初めての委員もおられたので、ガザミに対しては歴史もあり、私もかかわってきたので、皆さんに説明するといいんじゃないかと思い、申し上げました。
他にございませんか。

委員 意見なし。

議長	それでは、他に無いようですので、第2号議案については、当委員会が指示を行うことによろしいでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	ありがとうございます。 それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。
事務局	事務局の方から今回の委員会指示（案）について説明いたします。資料29ページをご覧ください。こちらが指示（案）になります。読み上げさせていただきます。
<p>天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇〇号</p> <p>ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定</p> <p>に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>令和7年（2025年）5月〇〇日（公報登載日）</p> <p style="text-align: right;">天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口幸男</p> <p>1 指示の内容</p> <p>不知火海の熊本県海域においては6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。</p> <p>2 指示の有効期間</p> <p>令和7年（2025年）5月〇〇日から令和8年（2026年）3月31日までとする。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>なお、参考で周知用のチラシを30ページに示しております。</p> <p>御審議のほど宜しくお願い致します。</p>	
議長	ただ今、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
委員	意見なし。
議長	他にございませんか。
委員	意見なし。

議長	それでは、他に無いようですので、第2号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第2号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。
委員	はい。
議長	事務局はありませんか。
事務局	3点ご報告があります。 1点目は、全国海区漁業調整委員会連合会から10年以上継続して委員に就任いただいている熊本県有明海区の橋本会長と吉本副会長、天草不知火海区の桑原委員の3名の委員に対して、5月12日に開催される全国海区漁業調整委員会連合会通常総会後の表彰式へ出席のご案内がありました。 関係委員の方を代表して、熊本県有明海区の橋本に表彰式及び総会に御出席いただく予定としておりますので、お知らせいたします。 2点目は、6月上旬に、次回の委員会開催を予定しております。 内容は、マサバ・ゴマサバ及びブリに係る県の資源管理方針の改正と、TAC管理に関する件を予定していますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。日時等につきましては、日程調整の上、近日中にお知らせ致します。 3点目は、6月定例議会において、各海区委員会の代表者に就任の挨拶をしていただくこととしており、両海区の会長にご了解いただいていますので、お知らせします。以上です。
議長	他にありませんか。
委員・事務局	ありません。

議長

無いようですので、これで第405回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。